

予算決算委員会 会議記録

- 1 期 日 令和 3 年12月16日（木）
午後 2 時11分 開会
午後 2 時40分 閉会
- 2 場 所 豊岡市議会議場
- 3 出 席 委 員 委 員 長 浅田 徹
副委員長 村岡峰男、田中藤一郎、清水 寛
委 員 芦田竹彦、荒木慎大郎、石田 清
上田伴子、太田智博、岡本昭治
小森弘詞、須山泰一、芹澤正志
竹中 理、田原宏二、西田 真
福田嗣久、前田敦司、前野文孝
松井正志、森垣康平、義本みどり、
米田達也
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説 明 員 なし
- 6 傍 聴 議 員 木谷敏勝
- 7 事 務 局 職 員 局長 熊毛好弘、次長 安藤洋一、
主幹兼総務係長 小林昌弘、主幹兼議事係長 佐伯勝巳、
主幹兼調査係長 小崎新子、運転員 松岡 優
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

予 算 決 算 委 員 長 浅 田 徹

予 算 決 算 委 員 会 次 第

日 時：2021年12月16日(木) 本会議散会后～
場 所：議 場

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査について

〔別紙1：議案付託表・分科会分担表、別紙2：審査日程表〕

(各議案の分科会分担)

(2) 次回の委員会開催について

ア 日時：12月23日(木) 午後1時00分～(議場)

イ 内容：付託案件の審査について

4 その他

5 閉 会

令和 3 年第 6 回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【予算決算委員会】

報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第17号 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

第161号議案 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総 務 分 科 会】

第161号議案 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）

※ 第161号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。（以下同じ。）

【文教民生分科会】

報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第17号 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

第161号議案 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）

【建設経済分科会】

第161号議案 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）

令和 3 年 12 月定例会

予算決算委員会 審査日程表

審査日程	付託（分担）議案	審査内容
全体会① 12月16日（木） 本会議散会後 議 場	【予算決算委員会】 報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて 専決第17号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号） 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）	<説明> } 省略 <質疑> } ○各議案分科会分担
分科会 12月17日（金） 9：30～	【総務分科会】 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号） ※ 第161号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。 （以下同じ。） 【文教民生分科会】 報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて 専決第17号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号） 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号） 【建設経済分科会】 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）	<提案説明> <質疑> <討論> <表決> 《分科会審査意見、要望のまとめ》 ※ 予算決算委員会への付託議案は、3 常任委員会の開催中に、分科会に切り替え、分科会に分担された議案を審査する。
		【分科会後～全体会②の間】 <全議員> 分科会長報告の要旨を事務局から議員に送付 12/20(月) 17:15 までに  <通告をされる議員のみ> 要望・意見の通告期限 12/22(水) 正午までに
全体会② 12月23日（木） 13：00～ 議 場	【予算決算委員会】 報告第20号 専決処分したものの承認を求めることについて 専決第17号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号） 第161号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第15号）	<各分科会長報告> ・総務分科会長 ・文教民生分科会長 ・建設経済分科会長 <質疑> <討論> <表決> 《委員会審査意見、要望のまとめ》

午後2時11分開会

○委員長（浅田 徹） それでは、皆さんおそろいになっておられますので、ただいまから予算決算委員会を開会をいたします。

お疲れのところでございます。非常に新人の議員さん、大活躍の一般質問かなと思っております。この委員会の議事進行、あわせて、またご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

審査につきましては、文書共有システムに配信しております別紙2の審査日程表に基づいて進めます。

予算決算委員会運営要綱の第7条の規定により、委員会へ当局から出席を求めていますので、ご了承承願します。

報告第20号、専決第17号及び第161号議案、専決処分したものの承認を求めることについてほか1件を一括議題といたします。

松井委員。

○委員（松井 正志） 一般質問をさせていただきませんでしたので、ちょっと発言の機会をいただきたいと思っております。

これから付託を受けました議案の審査に入りますけれども、その前に、委員会を運営する委員長には、その立場上、審議の公平性や中立性を保つ責務があると考えておりますので、その認識について、また中立性を堅持しようとする姿勢について、何点かお聞きをしたいと思っています。

なお、突然の質問は、どなたでもお困りだと思います。私は、一般質問の場合もそうですけれども、議事進行でも質問の闇討ちはしないというふうな主義ですので、昨日、委員長と事務局のほうには発言の趣旨をお伝えしておりますので、的確なご説明をいただくようお願いしたいと思っています。

まず、会議規則に定めている委員長の中立性についてのご認識ですが、会議規則第109条では、委員長が討論を行ったときは、その議題の表決が終わるまで、委員長を務めることができないと定められています。議長にも同じような趣旨の規定が設けら

れています。

これは、議長や委員長のような職務権限を持つ委員、本会議や委員会を進行する立場の委員が表決を行うまでに、その議題について態度を明らかにしてしまうと、他の議員に影響を与えるおそれがあることから、中立性や公平性を確保するために、討論でご自身の意思を明らかにされた以降は、委員長職や議長職を離れることを義務づけているものと理解できます。

前年度に委員長を務められていた議員、既にお辞めになっていきますけれども、その方は委員会で、正確には委員会の分科会で、賛成討論を行われながら、その後も委員長職を務め、表決まで進行されてしまったというふうなことがありました。この事実を、表立ったところではなくて、やんわりと指摘をしたところなんですけれども、そんな規定があることを知らなかったと言われました。これについてはもう大変びっくりいたしました。

委員長や議長というのは、相撲でいえば行司、野球でいえば審判のような立場の役目も併せ持っていると思います。仮に、会議規則にこのような規定があることを、例えば失念されていたとしても、行司や審判の立場の方が試合中にどちらかの方を応援しているということを表明してしまうことは適切でないということを議員は十分理解をしなければいけないというふうに思っています。今回、新人議員の皆さんは、その議員の方を講師として一般質問などの研修も受けられたようですので、ぜひこういう、次のこのようなこともお聞きなればと思っています。

そこで、委員長に対して議案審議の前に確認しておきますが、このような前年度、委員長が議案に対して討論を行ったにもかかわらず、その後の表決まで委員長を務められていたことについて、会議規則109条を踏まえてどのように評価されるか、まずお聞きしたいと思っています。

2つ目に、その評価を踏まえて、議案審議に当たって、今後、討論のような形で態度を示される可能性があるのか、この姿勢についてもお聞きをしてお

きたいと思っています。

3つ目に、委員長は、中立性を確保すべき立場にあることを前提として、議員が利害関係を持つ団体に関する予算を委員会で審議するに当たり、該当の議員が委員長職を務めることの法的責任と道義責任について、ご見解をお示しいただきたいと思っています。

一般的に、条例の制定や改廃の際の議員の除斥については、条例案が一般的・普遍的なものである場合については、議員が利害関係に関係していても除斥されないという行政実例が示されています。また予算についても、予算を定める行為は議会の基本的な権限であることから、予算の個々の内容に該当するとしても、予算の一体性という面から除斥されないという行政実例も、相当古い年代ですけれども示されているところであります。

しかし、これらは、議員一人に限っての除斥についての行政実例であり、議員が所属する団体の指定管理議案を予算面で保障する予算について、その団体と利害関係のある議員が委員長職を務めることの是非について、行政実例として判断が示されているのではないと理解しています。

さらに、予算についても事項別明細書の部分ではなくて、議決部分である債務負担行為であり、さらに固有名詞のついている予算部分ですので、この審議に当たって十分な審議を保障するという観点から、関係する議員が審判や行司役である委員長職を務めることが適切か、委員長の見解をお聞きするものであります。

議事進行ですから再質問はしませんので、できるだけ簡潔に、この3点について、明確にご説明いただくようお願いをしておきます。以上です。

○委員長（浅田 徹） 答弁には、私が答弁しなくてはいけないというふうなことでいただきました。

まず最初は、この委員会の、言わば委員長としての中立性ということで、その討論を行ったときは、その終わるまで委員長を務めることができないというところでの私の認識です。私もそのように認識しております。ですから、今回もそのようにこの予

算決算委員会の委員長を務めていきたいというふうに思っております。

さらに、ただ、次のその分科会のことについてもございましたように、私もこの委員長をしますけども、分科会は、一分科会員として参加をします。当然そこでは質疑、それからもちろん質問とか意見等は言わせていただきたいというふうに思っています。そこは当然、分科会長さん、副分科会長さんがきっちり運営はされると思います。

そこでは、討論はどうかというふうなこともありますけども、私は、今回この委員長というふうな席に当たっては、そういう討論に係ることは一切、私はこの委員長を務める間、副議長を務めとる間はないと、これはもう誓っておきます。あくまでも中立・公平性でもって、当然この委員会、重要な予算決算の委員会の進行役として、その役を全うしたいというふうな気持ちでありますので、仮にそういうことがあれば、多分、同僚の会派の委員さんか、そういう方がされることになるのかなと、私自身は一切そういうことはしないという決意でありますので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、それと、私もここ、まだ3期目というふうなことでですけども、さらに、非常に議長と共に、この議会の運営に当たってございます。その中では新しい新人の議員さんもいらっしゃいます。当然、当局ともいろんな話、情報も少し早く聞かせていただくこともあるかも分かりません、まだそういうことがないわけですけども。そういうことに踏まえて、特に、俗に言います全体会、一般質問です。これについても、この1年、私が副議長を務める間は、本当はもう、このために私は議員になったという自負もありますし、ずっと欠かさずやってきて、いろんな提案をしたいわけですけども、これもやはりきっちり副議長職を全うしたいと。しっかりこの議事運営に当たって、そういう議長共にスムーズな議事運営に努めたいという認識であります。

ここまでは、松井さん、よろしいでしょうか。

それと、今回非常に私も不本意といいますか、び

つくりしたのが、今、先ほど松井さんのほうからありました指定管理の関係でございます。あくまでもこれは体育協会長、豊岡体育協会会長浅田徹という固有名詞が出てまいりました。そのことにつきまして、少しだけ時間をいただきまして説明をしたいわけですが。

確かに私は、豊岡体育協会の豊岡地区の会長というふうなことでやっております。これは社会体育、アマチュアスポーツの当然普及と振興、さらにはスポーツライフの寄与というものが目的で、旧豊岡の市民のスポーツを資する団体さん、23のアマチュア団体の中で推挙をされてこの会長職に3年前、就任をしました。

やはり議員という肩書もございますし、やっぱりちゃんと身辺調査というふうなことで、当然議会議務局及びその担当課のほうにも照会を、法令違反です、これについては全く問題ないという、課長はございました。

今度は指定管理についてでございます。今回私の名前が出ております。実際、体育協会というのは、完全なアマチュアスポーツする豊岡体育協会会長、それから指定管理を専門にやる組織、これは豊岡体育協会指定管理室という別の組織がございます。その中には当然規約もございます、室長も、当然役員も、職員もおります。当然そこは、あくまでも営利的なこともございます。当然給与とか、そういうのも出ておりますけども、私に関わっているのは完全なアマチュアの、現場でスポーツを推進する組織でございます。

ただ、今回、私も非常にそのことが気になりました。もう議案が出てびっくりしたわけでございます。しかし、それは申請の段階で、豊岡スポーツ、言わば、豊岡体育協会指定管理室で申請し、その公募に手を挙げて、あくまでもプレゼンを行った際には、当然これ指定管理室で申請を出されていまして、私ではございません。ところが市のほうは、体育協会だから、それでもうあの、というような、こんな形で、どうもずっと審議会にかけられている格好の中で上がってきたというのが本当のところござい

ます。

ですから、松井委員さん、非常に心配されておりますけども、実際は、利害関係を持つ団体の長では、私はございません。別個それは利害関係といいますか、あくまでも指定管理のご承知のとおり、請負とかじゃなくて、言わば行政処分、その決められた額でもって、市に代わって執行する組織でございますけども、それは別の組織だということでご認識をいただきたいと思います。

そこで、松井さんおっしゃってます法的責任はどうかという、これは全くないと思ってます。ただ、問題は、道義的という、そういうものがここに出てしまったことについては、非常にこれは混乱させたり、何やこれはというふうなことでご心配をかけた議員の皆さんもたくさんありますし、声も聞きました。

しかし、今回その、これ絡んどるですね、私はしっかりそういう立場でこの委員長という席でもってこの予算審議、スムーズな執行を務めたいと思っておりますけども、いやいや、それでも、もう名前が出ていった以上、それはもう道義的な責任の一端はあるよというふうなことであれば、そのことによってこの委員会が進行しない、これはもう全く私の考えるところでは、望むところではございませんので、その扱いについては23日に実際委員会、これから付託した案件について、それぞれ分科会で審議していただき、それを持ち寄っての委員会になります。

そのときの案件が今の2件ですね、継続したものが、額が入ってございます。市が算定した額で指定管理室のほうに請け負うとしての内容でございますけども、そういう審議のときに、私のこの位置でいいのか、いやいや、やっぱり除斥をして、もうこの審議には加わらないほうがいいのか、これは、議長及び、また議運の皆さんとちょっと相談して、その運営に当たっては、その相談をしてから決めたいと思っています。

そういうことの中で、私は傍証を申し上げましたけども、あくまでもその手続、またはこの会長を受

ける際にも、全てそういう身体検査をした上でということと、今回そういうことに、言わば、本当にご迷惑をかけたことについては、これはおわびを申し上げなくてはならないと思います。ただ、非常にその面では責任を感じております。

しかし、今後ですけれども、そういう整理をしながら、しっかりとこの職責を全うし、この委員長、副議長としての職責はしっかりと果たしていただく、そのことが新しく議員になられた方の、口幅った言い方ですけれども、少しベテラン議員ということで、ある程度自立をしながら範を示していくような議員でありたいというふうに思っておりますので、答えになったかどうかは分かりませんが、そういう存念でおります。

松井委員さん、そういうことで、ひとつよろしくお願いいたします。

まだアドバイスあれば、お願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

はい。

○委員（村岡 峰男） 今、議事進行に対する回答ということで、委員長のほうからいろいろ言われたんですが、なお、余計にちょっと不明確な部分で確認をお願いしたいと思います、協会の委員長、大変ご苦労さんだと思うんですが、会長か。

○委員長（浅田 徹） はい。

○委員（村岡 峰男） 体育協会の会長と指定管理室ってというのは、体育協会の中の一部門、全く別物ですか。

○委員長（浅田 徹） 別物。

○委員（村岡 峰男） 別物であるならば、議案の体育協会会長の名前も含めて、当局に訂正を求めなきゃならんと違いますか、別団体であるならば。

○委員長（浅田 徹） お答えします。そのことにつきましても、そのように当局にお願いをしたところです。

ところが、こういう議案として成形したものになってるということが一つと、この名前を変えて、また審査会を再開をする、手続から元に戻すと、かなりそういう時間がかかるというふうなことです。それと、

実際市として、言わば体育協会、指定管理室というのは、ここで議案見ていただきましたら、これは126号議案でもございますように、64ページでございます、代表者が私になっておりまして、当該管理業務の担当というのが指定管理室長になってございます。これで、市のほうとしては全く問題ない。ただ、私の立場として、松井委員がおっしゃったようなことについては、村岡委員もおっしゃいましたように、疑念といいますか、それを与えたことは、僕は確かかなと、こういうふうに思っております。

だから、指定管理室は、ちゃんとした規約も持って、全く人事からもう別組織というふうなことで考えていただいたら、アマチュアの体育協会長が関わる業務では一切ないというふうなことでございます。

はい。

○委員（松井 正志） 少し補足させていただきますと、議員であっても、議員が代表である団体であっても、指定管理は受けられるんですわ。指定管理としては成り立つというか、市としては、契約行為ではなく行政行為であるから、相手の代表者が議員であっても指定管理はできると、そのことは問題ないんです。

私が申し上げたのは、その議案の審議の際に、恐らく除斥されると思いますので、浅田議員は除斥されて議案の審議をされると思うんで、それはそれでいいんですけども、今回私が言ってるのは、その予算で裏づける予算について、固有名詞の債務負担行為のところその指定管理に係る予算が入ってますから、それを代表である委員長が裁かれるのがどうですかということを聞いとるわけですから、指定管理のこととは、多分、全く、はい。

○委員長（浅田 徹） ほかに、今のこのことに関しまして、何かございましたら。せっかくの機会でございますので、私もしっかり皆様のご意見とかを伺ったほうが、この席に座っていても、これからのこともございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

はい、岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今、浅田委員長のお話を聞いてると、確認をしておかなくてはいけないというのが、何か何点かあるのかなと思いました。

一つは、浅田委員長が体育協会の会長をされる前に、事務局並びに担当課に確認をしたと、身辺調査というか、してもらったということで、オーケーだというようなお話をいただいたということで間違いないでしょうか。

○委員長（浅田 徹） 間違いないです。

○委員（岡本 昭治） となると、見解の相違というのはどのときにも出てくるかも分かりませんが、過去のその履歴が残ってるかどうかというのは、ちょっと疑問ではあるんですけども、その辺のところをまず一つ、もう一度確認をしていただきたい、できたら確認していただきたいというふうに思います。

それともう一つ、多分皆さん、疑問に思われているのが、体育協会と今言われた指定管理者受けるところの組織ですね。協会の中に指定管理者があるのではなくて、本当にまるっきり別だというようなものが、ちょっと私もそこは全然分からなかったので、今、確認をさせていただいてるんですけども、それは本当にその法的っていうか、経営的っていうか、別物なんでしょうか。

○委員長（浅田 徹） はい、それぞれ規約を持っています。アマチュアスポーツの本当に純粋な規約と指定管理室の規約、これはもう別物でございまして。もうだから、つまり、純然たるアマチュアスポーツの会長は、指定管理室のほうに関わることは一切ございません、関われないような。

はい。

○委員（岡本 昭治） 何を確認させていただいたというのはですね、今、皆さん言っておられるように、議案の中に名前が上がっていると。その名前が上がってるのも、多分、了解を得られたのか、向こうが、勝手にということはないと思いますが、お名前が使われたのか分かりませんが、その辺のところもきちっとしないと、そこだけ見て、いけないということにはならないのかなという、ちょっと思います。

以上です。

○委員長（浅田 徹） 松井委員。

○委員（松井 正志） 今の委員長の説明の中で、体育協会と、体育協会とは別の指定管理室があって、そこは別々の法人であります、団体です。本来は、ここで受けなければ、議案としてつくらなければならないのを、体育協会ということで指定管理になってしまったということであれば、議案が間違っということですし、さらには指定管理の、ちょっとどう言ったらいいんでしょうね、選定の手続の際にも体育協会と恐らくされとると思いますんで、そこも間違っということでしょうね。委員長がおっしゃる内容であれば、本来、指定管理室で指定管理をしなければならないということでしょう。

○委員長（浅田 徹） 本来、申請もそのようにしたというふうに、指定管理室で申請をされて、プレゼンテーションもその職員さんがされております。

ただ、市の……（「議案が間違っとるんだろ」と呼ぶ者あり）

竹中委員。

○委員（竹中 理） 今、ホームページを見たんですけど、豊岡体育協会指定管理室役員名簿の中には、浅田さんの名前はないんです。

○委員長（浅田 徹） ありません。

○委員（竹中 理） ないんです。室長は別におられるんです。だから、僕、議案が間違ってるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうかなと思いますけど。

○委員長（浅田 徹） ですから、私も見てびっくりしまして、そのことについて、当然当局に行きましたら、それは、言わば体育協会、浅田で審査を受けてるので、もう一度その名前を変更して、言わば、委員会を再招集しないとというふうなことで、その変更が多大な時間がかかるというような説明がありました。（発言する者あり）

じゃあ、この議案等につきましては、今回上がっておりますのは、確かに予算案の2本が、債務負担が上がっております。

今の議案云々ということにつきましては、少し

事務局と併せて、どういうふうにするかというのは検討したいというふうに思っていますので、議事進行ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。いいですか。（発言する者あり）

非常に私のことで混乱をさせて、非常にそういう面では、道義的には申し訳ないという気持ちでいっぱいでございます。

それでは、議事を進行させていただきます。

議案の説明及び……。よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○委員長（浅田 徹） それでは、休憩に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、先ほど申しました報告第20号、専決第17号及び第161号議案、専決処分したものの承認を求めることほか1件につきまして、議案の説明及び質疑は予算決算運営要綱の第5条第1項の規定により、省略をいたします。

本委員会に付託されました報告第20号、専決第17号及び第161号議案につきましては、文書共有システムに配信しております、別紙1の予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表のとおり、それぞれの所管の分科会に分担しますので、ご了承を願います。

なお、各分科会での審査につきましては、12月17日の常任委員会審査日に各分科会を開催し、審査をお願いいたします。

次は、次回の委員会の開催についてでございます。

次回の委員会は、12月23日午後1時から、議場において開催をいたします。

続いて、4のその他ですが、委員の皆さんから特にご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。大変ご迷惑をおかけしました。ありがとうございます。